

建築物移動等円滑化誘導基準の適合状況調査

年 月 日作成

建築主氏名	建物名称	地名地番	
作成者	(勤務先)	(TEL)	(氏名) ㊟

《記入方法》

(1) 「設計内容」の欄は、簡潔に設計内容を記入し、措置の内容が確認できる図面等を添付すること。

(2) 「判定」の欄は、基準への適合の判定を次の記号により記入すること。

ア 基準に適合する場合 「○」

イ 基準に適合しない場合 「×」

ウ 該当しない項目 「-」

【一般基準】（多数の者が利用する特定施設に係る基準）

特定施設等	設計内容	判定	留意事項	
出入口 (建築物移動等円滑化誘導基準第2条)	①すべての出入口 (1)幅は90cm以上であるか (2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(内法幅) cm (開閉方式・有無)	昇降機・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。	
	②1以上の建物出入口 (1)幅は120cm以上であるか (2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	(内法幅) cm (開閉方式・有無)		
	廊下等 (建築物移動等円滑化誘導基準第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすがすれ違い可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	(有無・内法幅) cm	車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)は適用除外
		②表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)	
③点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)しているか		(敷設の有無)	※1	
④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		(開閉方式・有無)	車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)は適用除外	
⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか		(措置の有無)		
⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか		(措置の内容)		
⑦休憩設備を適切に設けているか		(有無)		
階段 (建築物移動等円滑化誘導基準第4条)	①幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm	手すりの幅は10cm以内まで不算入	
	②けあげは16cm以下であるか	(けあげ) cm		
	③踏面は30cm以上であるか	(踏面) cm		
	④両側に手すりを設けているか	(有無)	踊り場は除く。	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)		
	⑥段は識別しやすいものか	(段鼻/その他)		
	⑦段はつまづきにくいものか	(措置の内容)		
	⑧点状ブロック等を敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分)しているか	(措置の有無)	※3	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	(回り階段の有無)		
(建築物移動等円滑化誘導基準第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーター(2以上の階にわたるときは建築物移動等円滑化誘導基準第7条の昇降機に限る。)を設けているか	(傾斜路・エレベーターの別)	車いす使用者の利用上支障がない部分(※4)は適用除外	

※1 平成18年国土交通省告示第1489号第1で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

※3 平成18年国土交通省告示第1489号第2で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準	設計内容	判定	留意事項	
傾斜路 (建築物移動等円滑化誘導基準第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	(内法幅・併設の有無) cm		車いす使用者の利用上支障がない部分(※5)は適用除外	
	②勾配は1/12以下であるか	(勾配) /		車いす使用者の利用上支障がない部分(※5)は適用除外	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	(有無)		車いす使用者の利用上支障がない部分(※5)は適用除外	
	④両側に手すりを設けているか	(有無)		勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)			
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	(措置の内容)			
	⑦点状ブロック等を敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)しているか	(措置の有無)		※6	
エレベーター (建築物移動等円滑化誘導基準第7条)	①必要階(利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・浴室等・客室のある階、地上階)に停止する昇降機が1以上あるか	(措置の有無)			
	②多数の者/主として高齢者、身体障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	(1)かごおよび昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm		
		(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
		(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
		(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
	③多数の者/主として高齢者、身体障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1)②のすべてを満たしているか	(措置の有無)		
		(2)かごの幅は、140cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3)かごは車いすが転回できる形状か	(措置の有無)		
		(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)		
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm		
		(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
		(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
		(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
		(6)かごの幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(7)かごは車いすが転回できる形状か	(措置の有無)		
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	(措置の有無)		
		(2)かごの幅は160cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
		(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)		
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	(措置の有無)		※7
		(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	(措置の有無)		
(3)かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		(措置の有無)			
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		(措置の有無)			

※5 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

※6 平成18年国土交通省告示第1489号第3で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※7 平成18年国土交通省告示第1486号で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (建築物移動等円滑化誘導基準第8条)	①エレベーターの場合	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの)であるか	(措置の有無)		
		(2) かご幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上であるか	(内法幅・奥行き) cm		
		(3) かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	(措置の有無)		
	②エスカレーターの場合	(1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	(措置の有無)		
便所 (建築物移動等円滑化誘導基準第9条)	① 多数の者が利用する便所が設けられている階ごとに、水洗器具を設けた便所を設けているか(各階1以上)		(措置の有無)		
	② 車いす使用者用便房	当該階の便房総数の2%以上(同総数が200を超える場合は1%+2以上)設置しているか	(設置率/便房総数) / 所		多数の者が利用する便所を設ける階に適用
		(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	(措置の有無)		
		(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(措置の有無)		
		(3) イ 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3) ロ 出入口戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		当該便房を設ける便所も同様
	③ 車いす使用者用便房を設けない便所	腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上設けているか	(設置数・近接の有無)		車いす使用者便房のある便所に近接している場合を除く。
④ 男子小便器のある便所	床置き式の小便器等を設けているか(各階1以上)	(措置の有無)		受け口の高さ35cm以下のものに限る。	
ホテル又は旅館の客室 (建築物移動等円滑化誘導基準第10条)	① 当該施設客室の総数の2%以上(同総数が200を超える場合は1%+2以上)車いす使用者用客室を設けているか		(設置数/全客室数) /		
	② 出入口	(1) 幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
	③ 便房	(1) 車いす使用者用便房を設けているか	(措置の有無)		同じ階に車いす使用者用便房とした共用便所がある場合は免除
		・ 出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		同じ階に共用便所がある場合は免除(当該便房を設ける便所も同様)
		・ 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
	④ 車いす使用者用浴室等	車いす使用者用浴室等を1以上設けているか	(箇所数) 所		共用の浴室等がある場合は免除
		(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	(措置の有無)		
		(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(措置の有無)		
		(3) 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
(4) 出入口戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		(開閉方式・有無)			
敷地内の通路 (建築物移動等円滑化誘導基準第11条)	① 幅は180cm以上であるか ※8		(内法幅) cm		車いす使用者の利用上支障がない部分(※9)は適用除外
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)		
	③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ※8		(開閉方式・有無)		車いす使用者の利用上支障がない部分(※9)は適用除外
	④ 段がある部分	(1) 幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm		手すりの幅は10cm以内までは不算入
		(2) けあげは16cm以下であるか	(けあげ) cm		

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項	
敷地内の通路 (建築物移動等円滑化誘導基準第11条)	④段がある部分	(3) 踏面は30cm以上であるか	(踏面) cm			
		(4) 両側に手すりを設けているか	(有無)			
		(5) 識別しやすいものか	(措置の内容)			
		(6) つまづきにくいものか	(措置の内容)			
	⑤段以外に傾斜路またはエレベーターその他昇降機を設けているか ※8		(傾斜路・昇降機の別)			車いす使用者の利用上支障がない部分 (※9) は適用除外
	⑥傾斜路	(1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか ※8	(内法幅・併設の有無) cm			車いす使用者の利用上支障がない部分 (※9) は適用除外
(2) 勾配は1/15以下であるか ※8		(勾配) /			車いす使用者の利用上支障がない部分 (※9) は適用除外	
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除) ※8		(有無)			車いす使用者の利用上支障がない部分 (※9) は適用除外	
(4) 両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下または1/20以下の傾斜部分は免除)		(有無)				
(5) 前後の通路と識別しやすいものか		(措置の内容)				

※8 地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口口までに限る。

※9 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
駐車場 (建築物移動等円滑化誘導基準第12条)	車いす使用者用駐車施設	当該駐車場の全駐車台数の2%以上(同総数が200を超える場合は1%+2以上)設置しているか	(設置数/全設置数) / 台		多数の者が利用する駐車場を設ける場合に適用
		(1) 幅は350cm以上であるか	(幅) cm		
		(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	(措置の有無)		
浴室等 (建築物移動等円滑化誘導基準第13条)	車いす使用者用浴室等を1以上設けているか	車いす使用者用浴室等を1以上設けているか	(箇所数) 所		多数の者が利用する浴室等を設ける場合に適用
		(1) 車いす使用者用浴室等としているか	(措置の有無)		
		(2) 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3) 出入口は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
標識 (建築物移動等円滑化誘導基準第14条)	移動等円滑化の措置がとられた設備の付近に標識を設置しているか	(措置の有無)			容易に視認できる場合または案内所を設けた場合は除く。
案内設備 (建築物移動等円滑化誘導基準第15条)	建築物またはその敷地に、移動等円滑化のための主要な設備の配置を案内する設備を設けているか	(措置の有無)			案内所を設けた場合は除く。

【視覚障害者移動等円滑化経路】(道等から案内設備までの主な経路に係る基準)

※10

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
案内設備までの経路 (建築物移動等円滑化誘導基準第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)		(措置の内容)		
		②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	(措置の有無)		
		③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	(措置の有無)		※11

※10 平成18年国土交通省告示第1489号第4で定める以下の場合を除く。

- ・自動車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※11 平成18年国土交通省告示第1497号で定める以下の部分を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分または傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

注. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。